

長 建 協 発 第 3 号  
平成 3 0 年 4 月 9 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会  
会 長 谷 村 隆 三  
[ 公 印 省 略 ]

「情報共有システム運用ガイドライン」の改訂について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記ガイドラインを改定する旨、別添のとおり長崎県土木部長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

記

○主な改訂内容

- ・特記仕様書の記載を共通仕様書へ移行したため、その取扱いを変更した。
  - ・平成 2 9 年度の利用状況調査の結果、実績がないことから利用を希望しない受注者が多いことを踏まえ、受注者の希望の有無を問わない利用指定工事の取扱いを追記した。
  - ・4月2日以降に起工を行う工事のうち、土木工事標準基準書を使用して落札方式が総合評価方式の工事は利用指定工事とし、公告文に記載し、受注者に必ず利用を求める方針。
- なお、利用開始後に施工途中で利用を中止しても減点は行わない。

○対象工事

土木工事標準積算基準書を採用し、設計金額 3,500 万円以上の請負工事を対象とする。

○長崎県 HP 掲載先

<https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kijun/>

☆お問い合わせ先

長崎県土木部建設企画課 技術基準班

TEL 0 9 5 - 8 9 4 - 3 0 2 3